

性能評価手数料一覧表

(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の2の3第3項第四号の規定による)

(単位:円/非課税)

性能分野	評価の内容		手数料
	建築基準法	対象面積(A=延床面積)	
構造安全性能	法第20条第1項第一号(第二号口、第三号口及び第四号口を含む)の認定に係る評価(時刻歴応答解析を用いた建築物)	$A \leq 500\text{m}^2$	510,000
		$500\text{m}^2 < A \leq 3,000\text{m}^2$	820,000
		$3,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	1,230,000
		$10,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	1,530,000
		$50,000\text{m}^2 < A$	2,050,000
		特定天井 [※] を有する場合の加算	510,000
	令第139条第1項第三号及び第四号口(これらの規定を令第140条第2項、第141条第2項及び第143条第2項において準用する場合を含む。)並びに第144条第1項第一号口及びハ(2)の認定に係る評価(時刻歴応答解析を用いた工作物)	1基につき	820,000
耐火性能	令第108条の3第1項第二号の認定に係る評価	$A \leq 500\text{m}^2$	310,000
		$500\text{m}^2 < A \leq 3,000\text{m}^2$	460,000
		$3,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	610,000
		$10,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	820,000
		$50,000\text{m}^2 < A$	1,020,000
	令第108条の3第4項の認定に係る評価	$A \leq 500\text{m}^2$	260,000
		$500\text{m}^2 < A \leq 3,000\text{m}^2$	410,000
		$3,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	560,000
		$10,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	720,000
		$50,000\text{m}^2 < A$	870,000
避難安全性能	令第129条第1項の認定に係る評価	$A \leq 500\text{m}^2$	360,000
		$500\text{m}^2 < A \leq 3,000\text{m}^2$	510,000
		$3,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	720,000
		$10,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	920,000
		$50,000\text{m}^2 < A$	1,130,000
	令第129条の2第1項の認定に係る評価	$A \leq 500\text{m}^2$	360,000
		$500\text{m}^2 < A \leq 3,000\text{m}^2$	510,000
		$3,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	720,000
		$10,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	920,000
		$50,000\text{m}^2 < A$	1,130,000

- (備考)
- 法第20条第1項第一号(構造安全性能)、令第108条の3第1項第二号及び第4項(耐火性能)、令第129条第1項、令第129条の2第1項(避難安全性能)のうち、既に評価を受けた計画の変更に係る評価にあっては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。
 - 既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であって、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合に係る性能評価を受ける場合は、上記の表の区分に応じ、10分の1の額とする。
※令和元年7月1日以降に新規申請を行った案件の軽微変更分については別紙を合わせて参照のこと。
 - 入金された手数料は、審査途中で取り下げとなった場合でも返還できませんので、ご了承ください。
- ※) 特定天井は、平成25年国土交通省告示第771号第3に定める基準に適合するもの、令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は平成12年建設省告示第2009号第6第3項第八号に定める基準に適合するものである場合のみ、性能評価範囲とする。

令和元年 7 月 1 日

性能評価申請者 殿

一般社団法人建築性能基準推進協会
時刻歴応答解析部会

時刻歴応答解析建築物および工作物の軽微な変更の取扱いに関わるお知らせ

標記の件に関しまして、平成 31 年 2 月 1 日付けで一般社団法人建築性能基準推進協会 HP にてお知らせしましたとおり、建築基準法第 20 条第 1 項第一号の認定に係る性能評価における軽微な変更について、令和元年 7 月 1 日以降に新規申請（既評価受付済み案件、既認定案件を除く）の申し込みがあった案件を対象に下記の通りの取り扱いとさせていただきますので関係各位にお知らせ致します。

なお、個別案件の取り扱いにつきましては、お申し込み頂く性能評価機関へお問い合わせ頂くようお願い致します。

記

1. 手数料額算定の考え方

建築基準法第 20 条第 1 項第一号の認定に係る性能評価における軽微な変更の手数料については、次の（1）から（3）までの規定で算定する。なお、（1）のいずれかの項目が 1 項目でも軽微でない通常変更に該当する場合（例えば、すべての免震材料を異なる材料に変更する、すべての柱断面を危険側に変更する等）は、従前の運用のとおり、1 申請の通常変更とする。また、工作物の認定に係る性能評価における軽微な変更の手数料についても同様とする。

（1）変更する部位、部材を次の①から④までのカテゴリーに区分する。

区分	部位、部材	説明
軽微な変更区分①	柱、大梁、耐力壁、ブレース、柱梁接合部に関する部分	例えば、柱の継手位置変更も①に該当、柱頭免震の 1 階柱は①に該当
軽微な変更区分②	免震材料、制振部材その他これらに類する特殊な装置に関する部分	例えば、免震材料の取付部も②に該当
軽微な変更区分③	基礎、杭、地盤改良に関する部分	例えば、基礎梁開口は③に該当
軽微な変更区分④	①から③までに示す部分以外の部分	例えば、次のような部分 ・スラブ、間柱、小梁、非耐力壁、外装材、擁壁、屋根板、塔屋、設備架台等の 2 次部材に関する部分 ・意匠上の算定方法の変更による床面積、建物高さの変更、柱状図の変更 ・その他、変更に関する検討を部会等で審査するのみで、別添（部材等）が変わらない変更

（2）変更する部位、部材について、（1）の各区分に該当する部位、部材が 1 つでもあれば、該当する区分数を申請数とする。1 申請分の手数料に当該申請数を乗じた額を手数料とする。なお、1 申請分の手数料は、従前どおり、申請建築物の延べ面積に応じた手数料額の 1/10 とする。

（3）例えば、次の条件の内容について、（1）及び（2）の規定を適用して軽微な変更を申請する場合は、（1）の①及び②に該当し、「延べ面積に応じた手数料額×1/10 × 2 申請 = ¥1,210,000 × 1/10 × 2 = ¥242,000」となる。

- ・建築物の延べ面積：8000m²
- ・柱 2 本の断面を変更（（1）の①に該当）
- ・免震材料取付部のアンカーボルト径を変更（（1）の②に該当）

以上